

2次中期版⇔3次見直し版 対比表

京丹後市一般廃棄物処理基本計画
(抜粋)

左ページ

2次中期

⇔

右ページ

3次見直し(案)

令和6年11月 時点

11. 問題点の整理と課題の抽出

(1)発生抑制、資源化、焼却量、最終処分量

本市から発生するごみの年間量は、平成 22 年度で 23,015 t であり、第 1 次計画の中間目標年度の目標値（平成 22 年度：22,478 t）に達していなかったが、第 2 次計画の前期では平成 30 年度において 20,782 t としており、今後も、更なる発生抑制を目指すことが課題である。

リサイクル率は平成 22 年度で 19.2%であり、第 2 次計画前期でも低下傾向にある。集団回収についても同様の傾向である。2 次中期ではリサイクル率と目的意識の向上を目指し、市民と事業者、行政が一体となった施策の実行が課題である。

峰山クリーンセンターで焼却処理されている可燃ごみは、平成 30 年度で 13,895 t であり、2 次計画前期の中間目標値に達しているが、紙おむつ等新たなごみ質の増加もあり、プラスチック製容器包装や紙ごみの分別徹底などを積極的に取り組み、今後更なる焼却量の抑制を図ることが必要である。

不燃ごみは、直接埋立していたガラス製の食器類、プラスチック製の玩具、硬質プラスチック雑貨等のうち、硬質プラスチック類を分別受取りとする体制に変更し、平成 30 年度の最終処分量は 4,738 t であり、2 次計画前期の中間目標値に達する結果となっている。今後も不燃ごみの直接埋立の方法を見直しつつ、再資源化が可能なごみを分別回収し、再利用できるものは資源化することが課題である。

(2)収集運搬

収集運搬については、地域ごとに異なっていた収集回数を平成 22 年 4 月より統一し、継続している。現状課題を以下にあげる。

- ・事業所等から発生する事業系ごみの一部が家庭系ごみの収集ルート（市委託収集）に排出されているケースがある。
- ・指定日・時間以外の排出があり、不正の防止に関する広報啓発など収集運搬体制について継続的な検討が必要である。
- ・残置物や畳、産業廃棄物に該当するごみなどについては、無許可での収集運搬や違法処理とならないよう、廃棄物処理に関する指導・啓発に努める必要がある。
- ・引き続き、市の処理責任と業務の確実な履行を重視した体制整備が必要である。
- ・排出者による直接搬入に係る運搬にあっては、市が認める特段の理由のない限りは排出者自らが運搬し持ち込むものとする。

3 次 案

第 11 節 問題点の整理と課題の抽出

1. 家庭系ごみ排出量原単位

令和 4 年度における京都府内（市のみ）の家庭系ごみ排出量原単位（集団回収量を含む）は以下の表に示すとおりである。本市は 717.7g/人日であり、府内の平均である 490.3g/人日を上回っており、15 自治体中 14 位となっている。

京都府内（市のみ）の家庭系ごみ排出量原単位

	総人口 (人)	家庭系ごみ排出量			集団 回収量 (t)	家庭系ごみ排出量原単位 (集団回収含む)	
		合計 (t)	収集 (t)	直接搬入 (t)		(g/人日)	順位
合計	2,437,681	392,405	382,794	9,611	43,834	490.3	—
京都市	1,448,964	202,516	202,516	0	20,905	422.4	1
福知山市						569.2	6
舞鶴市						583.5	9
綾部市						706.2	13
宇治市	1					589.6	10
宮津市						1,064.5	15
亀岡市						556.0	5
城陽市						619.5	11
向日市						468.5	3
長岡京市						535.7	4
八幡市						630.7	12
京田辺市	71,194	13,303	13,209	94	1,608	573.8	7
京丹後市	52,187	11,708	10,699	1,009	1,962	717.7	14
南丹市	30,629	4,519	3,732	787	331	433.8	2
木津川市	80,062	14,844	14,556	288	1,974	575.5	8

今後グラフ等に変更予定

2. リサイクル率

令和 4 年度における京都府内のリサイクル率（市のみ。固形燃料等は除く）は以下に示すとおりである。本市は 21.2%であり、府内の平均である 14.3%を上回っており、15 自治体中 3 位となっている。

京都府内（市のみ）のリサイクル率

	総人口 (人)	集団 回収量 (t)	ごみ 処理量 (t)	資源化量			リサイクル率 (固形燃料等除く)	
				合計 (固形燃料等あり) (t)	合計 (固形燃料等なし) (t)	固形燃料等 (t)	(%)	順位
合計	2,437,681	43,834	639,897	91,431	99,948	8,517	14.3%	—
京都市	1,448,964	20,905	380,546	44,582	49,610	5,028	11.7%	14
福知山市	76,211						16.9%	8
舞鶴市	77,221						14.3%	13
綾部市	32,041						16.4%	9
宇治市	182,481						23.2%	1
宮津市	16,551						22.3%	2
亀岡市	87,111						15.5%	11
城陽市	74,721						20.7%	5
向日市	56,881						5.3%	15
長岡京市	81,731						16.4%	9
八幡市	69,661						14.4%	12
京田辺市	71,194	1,608	17,303	3,234	3,234	0	18.7%	7
京丹後市	52,187	1,962	19,080	4,044	4,044	0	21.2%	3
南丹市	30,629	331	7,388	1,523	1,523	0	20.6%	6
木津川市	80,062	1,974	19,729	4,157	4,157	0	21.1%	4

今後グラフ等に変更予定

(3) 中間処理

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・ 現焼却施設の使用期限を令和 13 年度まで 15 年間延長し、基幹的設備の改良を行ったことから、次期施設を見据えつつ今後の安定稼働を図る必要がある。
- ・ 受入れを中止した旧告示産業廃棄物（解体ごみ）※の周知徹底とルール整備、受入中止に伴う対応強化が必要となる。
- ・ 焼却ごみの組成変化に合わせた運転管理が必要となる。

※告示産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、産業廃棄物である家屋等の解体ごみ等についても、「告示産業廃棄物」として受入処理を行ってきた。

平成 26 年 6 月、家屋等の解体に伴うごみや畳等においては、告示産業廃棄物の指定から外れ、「告示産業廃棄物」は令和 2 年度 3 月現在で災害ごみと海岸漂着ごみのみであり、当該廃棄物以外は本市一般廃棄物処理施設において受け入れない。

(4) 最終処分

最終処分場は限られた空間を利用した施設である。このため、不燃ごみの直接埋立を見直すなど最終処分量を極力削減し、施設の延命化に努める必要がある。

- ・ 最終処分場の延命化に向け、計画的かつ有効な事業計画の検討が必要である。
- ・ 次期施設を見据えた処理計画の検討が必要となる。

(5) 処理コスト

ごみの多様化、処理施設の老朽化等により、今後も維持管理費は増大する可能性がある。このため、ごみの処理体制における合理化を図り、維持管理費の削減に努める必要がある。

3 次案

3. 最終処分率

令和 4 年度における京都府内の最終処分率（市のみ）は以下に示すとおりである。本市は 25.0%であり、府内平均である 13.8%を上回っており、15 自治体中 15 位となっている。

本市は、京都府内の他都市と比較して最終処分率が高くなっている。これは、直接最終処分する廃棄物が多いことに起因しているため、分別方法の見直しを行い、直接最終処分量を削減していく必要がある。

京都府内（市のみ）の最終処分率

	総人口 (人)	ごみ処理量 (t)	最終処分量		最終処分率	
			直接最終処分量 (t)	最終処分量合計 (t)	(%)	順位
合計	2,437,681	639,897	7,652	88,305	13.8%	—
京都市	1,448,964	380,546	1,096	46,293	12.2%	4
福知山市	76,216	21,612	5	4,682	21.7%	14
舞鶴市					15.1%	8
綾部市					14.2%	5
宇治市					16.1%	11
宮津市					14.4%	6
亀岡市					17.2%	12
城陽市					15.8%	10
向日市					15.4%	9
長岡京市					14.6%	7
八幡市					17.8%	13
京田辺市	71,194	17,303	264	2,035	11.8%	3
京丹後市	52,187	19,080	2,105	4,776	25.0%	15
南丹市	30,629	7,388	83	620	8.4%	1
木津川市	80,062	19,729	28	2,238	11.3%	2

今後グラフ等に変更予定

4. その他、処理上の問題点及び課題

- ① 収集運搬体系では、地区の拠点回収としている資源ごみ等の回収を、袋回収（ステーション回収）とする検討が必要。
- ② 法第 11 条第 2 項に規定する処理を行う場合、これを告示により定める必要がある。また、告示のない産業廃棄物は、事業者自らがその廃棄物を処理する対応の徹底が必要。
- ③ 市の処理施設において受け入れる事業系一般廃棄物は、循環利用の促進と適正処理の徹底を図ることを目的として、必要に応じた排出者を明確にする受入措置を検討する必要がある。
- ④ 運搬、投棄、焼却等、処理基準に適合しない又は市の認めない行為が行われる場合、市は、基準を遵守したか否かにかかわらず、生活環境保全上の支障の除去や発生の防止の措置を講じる必要がある。

第 4 章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

総合計画では、「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち・北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」を目指す将来像とし、それに向けて、次の 7 つのまちづくりの目標を掲げている。

- ①歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
- ②美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
- ③健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
- ④安全で安心して暮らせるまち
- ⑤お互いに支え合い、助け合うまち
- ⑥次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち
- ⑦誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

この目標を受けて、本計画の基本方針を以下のように定める。

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するためには、市民一人ひとりが地球市民としての自覚を持ち行動することが必要である。市民・事業者・行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識を醸成し、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の推進に努め、いのちが輝き、資源が循環する自然と共生した環境循環都市を目指す。

2. 将来人口の推計

総合計画では、将来人口の推計は国勢調査による人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計が採用されている。

しかしながら、平成 22 年に行われた国勢調査による実績値と、住民基本台帳における本市人口には、2,200 人程度のかい離があることに加え、廃棄物処理施策に関しては、国及び京都府等への毎年の実績報告は、住民基本台帳による人口を基に行っていることから、本計画における将来人口推計については、住民基本台帳による人口を基に国立社会保障・人口研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計を採用する。

- ・総合計画との本計画の将来人口推計方法の違いを表 4-2-1 に示す。
- ・参考として、総合計画と本計画におけるそれぞれの推計値を図 4-2-1 に示す。
- ・本計画で採用する平成 13～41 年度（策定時）、令和元～15 年度（見直し時）の人口推計を表 4-2-2 及び図 4-2-2 に示す。

3. ごみの発生量および処理量の見込み、ごみ減量化目標値の設定

（略）

第●章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

総合計画では、「～ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち～北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」を目指す将来像とし、それに向けて、次の7つのまちづくりの目標を掲げている。

- ① 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
- ② 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
- ③ 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
- ④ 安全で安心して暮らせるまち
- ⑤ お互いに支え合い、助け合うまち
- ⑥ 夢と希望をもって、未来に飛躍するまちづくりを進めます
- ⑦ 誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち

この目標を受けて、本計画の基本理念を以下のように定める。

美しいふるさとの自然環境を守り時代に継承するまち

※第3次総合計画に基づき、最終決定

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するためには、市民一人ひとりが地球市民としての自覚を持ち行動することが必要である。市民・事業者・行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識を醸成し、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の推進に努め、いのちが輝き、資源が循環する自然と共生した環境循環都市を目指す。

将来人口の推計

直近5年間の人口実績及び人口推計の試算結果を以下に示す。直近5年間では減少しているものの、市の最新計画『京丹後市まち・ひと・しごと創成人口ビジョン』で示される、人口減少への対策が十分発揮されることにより歯止めをかけることが期待できることから『京丹後市まち・ひと・しごと創成人口ビジョンの推計値』を採用する。

第2節 ごみの発生量及び処理量の計画目標設定

（別途、定性的かつ定量的な設定を行う）

【資料3 参照】

4. ごみ減量化・再生利用促進施策

ごみの減量化、再資源化は、市民・事業者・行政の3者が一体となって、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」を推進する。

(1)市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを発生させない、ごみを出さない工夫を行うことが求められる。

(2)事業者の役割

事業者の役割としては、ごみを発生させない、再生しやすい商品の開発や販売を行い、積極的な資源回収への協力を行うことが求められる。

(3)行政の役割

行政の役割としては、4Rの推進に向けた行動を率先して行うとともに、市内における循環型社会の形成を推進するために必要な施策の展開、啓発等を行うことが求められる。

(4)市民・事業者・行政の協働取組

市民・事業者・行政の3者が一体となって、4Rを推進する。

(5)各種リサイクル関係法令の適用

【資料3 参照】

第3節 ごみ減量化・再生利用促進施策

ごみ減量化・再生利用促進施策

基本方針1 ごみの発生抑制、再使用の促進

- 1 リフューズ（購入拒否）、リデュース（発生抑制）の促進
- 2 食品ロスの削減
- 3 リユース（再使用）の促進
- 4 啓発活動の推進

基本方針2 分別排出・リサイクル（再生利用）の促進

- 1 分別収集対象品目の拡大検討
- 2 古紙・食品残渣の再資源化の促進
- 3 リサイクルの促進

基本方針3 ごみの適正処理に向けた体制の構築

- 1 効率的なごみ処理システムの検討

基本方針4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化

- 1 不法投棄対策
- 2 災害時の廃棄物処理

5. 分別排出計画

(1) 家庭系一般廃棄物

現在、家庭系ごみについては、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の 4 種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・その他色）」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装類」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール（大量に排出する場合のみ）」の分別を行うこととしている。

今後は、再資源化率の向上と最終処分量の削減を目的に、特に以下の項目について積極的に取り組むこととする。

- ・ 雑がみの分別（例：菓子箱、ティッシュ箱、包装紙など）
- ・ 容器包装を除くプラスチック類の分別及び処理の検討（例：バケツ、収納用ボックスなど）
- ・ 小型廃家電の分別（例：携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、ゲーム機など）
- ・ 金属類の分別（例：なべ、やかん、フライパンなど）
- ・ 処理方法と並行した分別処理の検討（例：剪定枝、紙おむつ、エアソール製品など）

(2) 事業系一般廃棄物

事業系ごみは、排出者が市の処理施設に排出しようとする際は、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業者自ら運搬することとする。ただし、市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託することができる。（P66 ※（1）②）

市は、事業系ごみの排出実態の把握に努め、多量排出事業者に対する減量化指導を推進していくこととする。

(3) 告示産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により、「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、産業廃棄物である家屋等の解体ごみ等についても、「告示産業廃棄物」として受け入れ処理を行ってきた。

平成 26 年 6 月、家屋等の解体に伴うごみや畳等においては、告示産業廃棄物の指定から外れ、「告示産業廃棄物」は令和 2 年度 3 月現在で災害ごみと海岸漂着ごみのみであり、当該廃棄物以外は本市一般廃棄物処理施設において受け入れない。

第4節 分別排出計画

(1) 家庭系一般廃棄物

- ① 家庭系ごみの分別収集は、今後も現状の分別収集体制の継続を基本とする。ただし、プラスチック資源循環促進法への対応検討のほか、再資源化率の向上、最終処分量の削減及び効率的な収集運搬が行えるよう継続して検討を行う。
- ② 資源ごみ、製品プラスチック類、缶（エアゾール）類、引取義務外家電、電池類・危険物等に係る分別排出及び収集体制は、必要適切または処理困難性等に基づく整理を適時適切に行う。

(2) 事業系一般廃棄物

- ① 事業系ごみは、これまでと同様、排出者が市の処理施設に排出しようとする際は、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業者自ら運搬することとする。ただし、市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託することができるものとする。
- ② 市の処理施設において受け入れる事業系一般廃棄物は、循環利用の促進と適正処理の徹底を図ることを目的として、必要に応じ、排出者を明確にする受入措置を講ずる。
- ③ 「食品ロス削減」食品関連事業者（食品関連製造業・食品関連小売業・コンビニエンスストア、持ち帰り・宅配飲食サービス業（給食事業を除く））は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき、食品廃棄物等の発生抑制に取り組むものとする。

※ 事業とは、一般的に一定の目的を持ってなされる同種の行為の反復継続的遂行による行われる活動をいい、営利を目的とするもののみならず、非営利活動も含まれる。また規模の大小や、法人によるものか個人によるものかを問わない。

(3) 法第 11 条第 2 項に規定する処理

- ① 本市では、条例により、「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、「併せ産業廃棄物」を受け入れ処理する。
- ② 上記廃棄物以外の産業廃棄物は一般廃棄物処理施設で受け入れ又は回収しないこととし、排出した事業者自らがその廃棄物を処理する。
- ③ 今後は、処理施設等の持続可能性、必要適切または処理困難性等に基づき、一般廃棄物処理施設における処理対象物の品目について検討を行う。

(4) 医療廃棄物及び適正処理困難物

① 医療廃棄物

近年、在宅医療行為の増加に伴い、これまでの医療機関等からのみでなく、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される状況にある。このため、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ちこみ処理することとする。

一方、病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

② 適正処理困難物

廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した適正処理困難物（廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫）については、本市の処理施設では受入れを行わないものとする。その他、本市における適正処理困難物として表 4-5-1 に示す品目については、市による収集運搬、処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを依頼することとする。

表 4-5-1 適正処理困難物

区分	品目
各種リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン（小型電子機器としてのみ受入れ）
	自動車（部品含む）
	オートバイ（部品含む）
危険物（引火性）	廃油、その他引火性の溶剤など
危険物（爆発性）	ガスボンベ（カセットボンベを除く）、消火器
危険物（有害性）	医療廃棄物、毒薬、劇薬（農薬、肥料を含む）
その他処理困難物	廃タイヤ（ホイール含む）、大型農業用機械（部品含む）、バッテリー、ピアノ（電子ピアノを除く）、耐火金庫、ボイラ等の給湯器、廃船、太陽熱温水器、ソーラーパネル

(4) 在宅医療系廃棄物

- ① 近年、在宅医療行為の増加に伴い、これまでの医療機関等からのみでなく、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される状況にある。このため、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ちこみ処理することとする。
- ② 病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

(5) 適正処理困難物

- ① 廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した適正処理困難物（廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫）については、本市の処理施設では受入れを行わないものとする。
- ② 適正処理困難物として表に示す品目については、市による収集運搬、処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを依頼することとする。

【一覧表を挿入予定】

(6) その他適正排出を要する廃棄物

- ① 電池類 リチウムイオン、小型充電式電池等

リチウム蓄電池を含む製品が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時に発火する危険性が高いため、不燃ごみや粗大ごみの中に残されないことがないよう、選別できるものは選別し、他の廃棄物と混合した排出を行わないこと

- ② エアゾール製品

エアゾール製品等をごみとして排出する際は、・製品を最後まで使い切る、・缶を振って音を確認するなど充填物が残っていないか確認する、・ガス抜きキャップがある製品は、下記のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、など使用者の責任による適切な取り扱いが求められる。

- ③ 薬品・可燃性液体類

【他の事例や捨て方を含めて挿入予定】

- ④ 残置物

一般家庭から出る残置物は一般廃棄物となるが、元々の占有者が適切に処理することを前提とし、この運搬には一般廃棄物の収集運搬許可（元々の占有者がいない、不明の残置物に係る収集運搬を除く）が必要となる。

6. ごみ処理計画・施設計画

(1) 処理計画

① 収集・運搬（委託）

委託による収集・運搬については、平成 22 年度から全市域統一し収集を行っている。今後も公衆衛生の向上、生活環境の保全及び高齢者等ごみ出し困難者の状況に配慮しつつ、市の統括処理責任に基づき効率的かつ適正な収集運搬に努める。

また、事業系ごみは排出者自らが運搬処理を行うこととし、これにより難しいときは法第 7 条第 1 項に基づく許可業者（※（1）②）に委託することができるものとする。

② 収集又は運搬業（※法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業許可）

市域における一般廃棄物の排出量は年々減少傾向にあり、本許可業者による持込み量も大きな増加は見受けられないことから、現行の業者数で充足していると考えられる。

適正処理を根幹とする一般廃棄物処理業の本来目的に鑑み、また競争性や経済性を重要視することによる一般廃棄物の不適切な処理を防ぐことを目的に、一般廃棄物の収集運搬業については、特任事由が認められない限り、原則新規許可は行わない。

ただし、建築物の解体時に該当建築物の占有者等が残置し、かつ占有者による適切な処理が行われない廃棄物等の運搬を行う場合に限り、国の通知「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」（平成 26 年 2 月 3 日付環廃産発第 1402031 号）に基づき、一般廃棄物収集運搬業許可を行うものとする。

③ 処分業

一般廃棄物処分業については、専ら再生利用目的の一般廃棄物のみの処分業を除き、一般廃棄物における市の処理責任を前提として、必要適切または処理困難性に基づく措置とするものとする。

その他許可基準等は法第 7 条第 5 項並びに第 10 項に基づくものとし、一般廃棄物の適正処理を目的に、本市一般廃棄物処理体制に適合していると認めるときでなければ、原則新規許可は行わない。

第5節 ごみ処理計画・施設計画

(1) 処理計画

①収集・運搬（委託）

委託による収集・運搬については、平成 22 年度から全市域統一し収集を行っている。今後も公衆衛生の向上、生活環境の保全及び高齢者等ごみ出し困難者の状況に配慮しつつ、市の統括処理責任に基づき効率的かつ適正な収集運搬に努める。

なお、この場合において、収集・運搬は地区等が設置するステーション等の拠点を行うものであり、不適切な排出を認めたときは、これを運搬しないこととする。

また、事業系ごみは排出者自らが運搬処理を行うこととし、これにより難しいときは法第 7 条第 1 項に基づく許可業者に委託することができるものとする。

②収集又は運搬業（※法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業許可）

市域における一般廃棄物の排出量は年々減少傾向にあることから、適正処理を根幹とする一般廃棄物処理業の本来目的に鑑み、また競争性や経済性を重要視することによる一般廃棄物の不適切な処理を防ぐことを目的に、一般廃棄物の収集運搬業については、排出状況の著しい変化又は相応の特任事由が認められない限り、原則新規許可は行わないこととする。

ただし、建築物の解体時に該当建築物の占有者等が残置し、かつ占有者不明等、占有者による適切な処理が行われない廃棄物等の運搬を行う場合の、国の通知「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」（平成 26 年 2 月 3 日付環廃産発第 1402031 号）に基づく対応等、必要適切な範囲において講ずる措置はこの限りではないものとする。

③処分業

一般廃棄物処分業については、専ら再生利用目的の一般廃棄物のみの処分業を除き、一般廃棄物における市の処理責任を前提として、必要適切または処理困難性に基づく措置とするものとする。

その他許可基準等は法第 7 条第 5 項並びに第 10 項に基づくものとし、一般廃棄物の適正処理を目的に、本市一般廃棄物処理体制に適合していると認めるときでなければ、原則新規許可は行わない。

(2)中間処理計画

①中間処理に関する目標

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正処理を行うこととする。

同施設の使用期間については、施設周辺地区の合意が得られたことから、平成 29 年度から 15 年間延長し、令和 13 年度までとする。

ごみ処理施設の整備は調査・計画段階を含めて5箇年以上必要と考えられることから、令和 14 年度以降の時期施設の整備についても、計画的に検討していくことが求められる。想定される整備スケジュールを表 4-6-1 に示す。

表 4-6-1 次期焼却施設整備の想定されるスケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
①基本構想									
②施設基本計画・測量・地質調査									
③環境影響調査									
④基本設計									
⑤実施設計・許認可申請									
⑥整備工事									供用開始

②中間処理の方法

可燃ごみ（可燃性粗大ごみ含む）は、ごみ処理施設（峰山クリーンセンター）にて焼却処理を行い、資源ごみは、リサイクルプラザにて選別・圧縮処理などを行う。

(3)最終処分計画

①最終処分に関する目標

直接埋立の見直しおよび処分済み廃棄物の再処理など施設の延命化に向けた最終処分量の削減を推進するとともに、既存施設の各終末期に向けた管理及び場内整理、次期施設の計画的な整備を進めていく。

②最終処分の方法

現在、峰山・大宮・網野・久美浜の 4 箇所に最終処分場を有している。本計画前期以降、排出者による場内での分別、分別品目における資源化利用のための外部処理等を進め、また、今後は焼却残さの配分調整を見直すなど、継続して不燃ごみの直接埋立方法の最適化を検討していく。

(2) 中間処理計画

現行の中間処理については、焼却施設での焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理を行っている。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正な中間処理を行うこととする。

なお、中間処理に係る施設及び工程は、現行施設の使用期間及び使用状況を踏まえ、適時適切に計画の見直し及び検討を行うこととする。

(3) 最終処分計画

現在、市内 4 箇所に最終処分場を有している。排出者による場内での分別、分別品目における資源化利用のための外部処理等を進め、また、焼却残さの配分調整を見直すなど、継続して不燃ごみの直接埋立方法の最適化を検討していくとともに、埋立容量の拡大等による延命化措置を検討していく。

なお、最終処分に係る施設及び工程は、現行施設の使用期間及び使用状況を踏まえ、適時適切に計画の見直し及び検討を行うこととする。

(4) 開設日、持込可能日

施設ごとの開設日については、現行体制を維持するものとし、施設数の減少等処理体制の変化に応じて変更を行うものとする。

一般廃棄物を市の処理施設に直接排出しようとする際は、市が定める施設開設日・開設時間内に行うものとし、家庭系・事業系それぞれの排出ルールに従い排出者自らが運搬し持ち込むものとする。

(5) 次期施設の整備計画

全中間処理施設及び各最終処分場の現状を踏まえ、継続的な施設整備及び維持管理計画を進めていく必要がある。

令和 7 年 3 月現在における施設整備スケジュールを表に示す。また、中間処理施設及び各最終処分場にあっては、次期施設の整備進捗にあわせた運用を行うものとする。

【全施設計画をまとめた表を挿入予定】

③開設日、持込可能日

平成 26 年 4 月から、これまで施設ごとに異なっていた開設日の変更を行った。

施設ごとの開設日については、現行体制を維持するものとし、施設数の減少等処理体制の変化に応じて変更を行うものとする。

一般廃棄物を市の処理施設に直接排出しようとする際は、市が定める施設開設日・開設時間内に行うものとし、家庭系・事業系それぞれの排出ルールに従い排出者自らが運搬し持ち込むものとする。

④次期施設の整備計画

既存 4 か所の最終処分場の埋立進捗状況について、令和元年 10 月の簡易測量の結果は、埋立容量の 65%～91%が埋立済みという結果（表 4-6-2）であった。

表 4-6-2 最終処分場簡易測量結果（令和元年 10 月実施）

各最終処分場の予定使用年限と残余年数

(R1.10月現在)

		峰山最終処分場	大宮最終処分場	網野最終処分場	久美浜最終処分場
①使用開始年度		平成13年度	昭和57年度	平成14年度	平成17年度
②使用予定年限		令和4年度 (22年間)	令和元年度 (39年間)	令和2年度 (19年間)	令和6年度 (20年間)
③埋立容量(m ³)		43,000 m ³	86,300 m ³	75,000 m ³	24,800 m ³
④既埋立率(%) (簡易測量の結果)	H30	77%	72%	88%	63%
	R1	81%	73%	91%	65%
⑤埋立残余年数		令和5年度まで	令和15年度	令和3年度	令和9年度まで

※⑤「埋立残余年数」は、供用開始～H30年度までの埋立実績(m³)を、使用年数で除して「1年あたり埋立量」を算出し推計。

全最終処分場の現状を鑑みて、継続的な施設整備及び維持管理計画を進めていく必要がある。（令和 2 年 3 月現在）

令和 2 年 3 月現在における新最終処分場の施設整備スケジュールを表 4-6-3 に示す。また、網野最終処分場にあっては、次期施設の整備進捗にあわせた運用を行うものとする。

表 4-6-3 新最終処分場の施設整備スケジュール（計画）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①基本構想						
②施設基本計画・測量・地質調査						
③環境影響調査						
④基本設計						
⑤実施設計・許認可申請						
⑥整備工事						供用開始

余 白

7. その他の方針

(1) 廃棄物減量等推進審議会

本市の廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものであり、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから委員を委嘱するものである。

ごみ減量化などの施策の実施については、市民生活に密接な関係があり、また市民、事業者の協力なくして施策を推進することは困難である。

したがって、今後のごみ処理に関する重要案件については本審議会に諮問し、市民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(2) 廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができることとなっていることから、必要に応じてその委嘱について検討する。

(3) 災害時などにおける広域的処理に関する事項

近年、気候変動や異常気象等が原因と考えられる突発的な集中豪雨や巨大化した台風等が頻発している。市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣市町との共同処理体制の確立に努めることとし、災害廃棄物処理基本計画の策定及び各種協定の締結等、体制整備を進める。

(4) 不法投棄対策

京都府における不法投棄等特別対策と連動し、不法投棄等撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、市民・事業者に対する啓発、違法行為の情報収集・分析、監視パトロールの強化、行為の中止・改善指導などを強めるとともに、市民・事業者・行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す。また、各種団体等が行うボランティア回収等へも、用具の貸出し、受入施設の臨時開設等、行政として積極的に支援を行うこととする。

(5) その他

適正なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつである。このため、他の関連部署や関係機関との連携を強化し、協力、理解を深めるとともに、市民の生活・活動に根差したごみ処理施策を検討し、円滑な推進を図る。

また、持続可能な社会の担い手づくりの観点から環境問題を捉え、次代を担う若年層とともに環境に接する全ての市民の参加と協働による環境負荷の少ない地域づくり推進に向け、廃棄物処理に関する計画や目標を積極的に情報公開するとともに効果的かつ適正な広報・啓発に努め、特に若い世代を対象とした環境教育に取り組み、その他の活動支援などとあわせて市民・事業者・行政が一体となった廃棄物処理を進めていくこととする。

第6節 その他の方針

(1) 廃棄物減量等推進審議会

本市の廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものであり、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから委員を委嘱するものである。ごみ減量化などの施策の実施については、市民生活に密接な関係があり、また市民、事業者の協力なくして施策を推進することは困難である。したがって、今後ごみ処理に関する重要案件については本審議会に諮問し、市民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(2) 災害時の処理

大量の災害廃棄物が発生する大規模災害が多発している現状に鑑みて、市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣市町との共同処理体制の確立に努めることとし、災害廃棄物処理基本計画の策定及び各種協定の締結等、体制整備を進める。

(3) 広域的処理に関する事項

中長期的な視点で、さらなる広域化・集約化へ向けた取り組みの検討と、施設規模の適正化・処理の最適化を踏まえ、本計画を推進する。

(4) その他

適正なごみ処理を遂行にあたっては、他の関連部署や関係機関との連携を強化し、協力、理解を深めるとともに、市民の生活・活動に根差したごみ処理施策を検討し、円滑な推進を図る。

また、持続可能な社会の担い手づくりの観点から環境問題を捉え、二酸化炭素排出抑制等地球温暖化防止対策に貢献し、環境負荷の少ない地域づくり推進に向け、廃棄物処理に関する計画推進や目標達成に努めることとする。

